

## 国際交流員の住宅に関する取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、語学指導等を行う外国青年招致事業により新潟市国際課に国際交流員として外国から招致された者の住宅に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要領において「住宅」とは、語学指導等を行う外国青年招致事業の円滑な運営に資する目的で、国際交流員及び主としてその者の収入により生計を維持する者を居住させるため、市が借り受けた建物をいう。

(管理者の義務)

第3 市長は、住宅に入居している国際交流員（以下「入居者」という。）がこの要領に定める義務を遵守しているかどうかを監督し、常に住宅の維持管理の適正を図らなければならない。

2 市長は、当該住宅を借り受けるため賃貸人との間で、賃貸借契約を締結するものとする。

(入居の申込み)

第4 住宅に入居しようとする国際交流員は、住宅入居申込書（様式第1号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(入居の承認)

第5 市長は、前条の申込書の提出があったときは、その住宅の設置目的に従い入居を承認するものとする。

2 市長は、入居を決定した時は、住宅入居承認書兼貸付料決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(貸付料の額)

第6 貸付料は、当該住宅に係る賃貸借契約の月額賃借料（賃貸人に支払う共益費を含む。以下同じ）から15,000円を控除した額とする。

(貸付料の納入)

第7 入居者は、入居の日の属する月分から退去の日の属する月分までの貸付料を納入するものとする。ただし、任用期間の開始又は満了により月の途中において住宅に入居又は退去する場合においては、入居又は退去の日を基準に下記のとおり日割計算により算出する。

貸付料計算式

(月額家賃－15,000円) ×月の居住日数 ÷月の日数

2 市長は、当該住宅の貸付料に係る納入通知書を当該住宅の入居者に対して交付するものとし、入居者は、貸付料を毎月末日までにその月分を納入しなければならない。

(入居者の管理義務等)

第8 入居者は、住宅の使用について善良な管理者の注意をもってこれを正常な状態において維持管理しなければならない。

(転貸等の禁止)

第9 入居者は、住宅を他の者に利用させてはならない。

(増築又は模様替え等の禁止)

第10 入居者は、住宅を住宅以外の用途に使用し、又は増築若しくは模様替え等をしてはならない。

(原形復旧等)

第11 入居者が自己の責めに帰すべき理由により住宅を滅失、損傷又は汚損したときは、直ちに市長に届け出るとともに、これを原形に復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災等に基づくものである場合は、この限りでない。

(入居者の費用負担)

第12 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。ただし、職務上必要があると認めるものについてはこの限りではない。

(1) 電気・ガス・水道・電話及び下水道の使用料、町内会費、損害保険料

(2) 汚物の処理に要する費用

(3) 共同施設の使用に要する費用

(4) その他入居者が負担することが相当と認められる費用

(住宅の変更)

第13 入居者からの請求に基づく住宅の変更は、原則として認めない。ただし、変更の請求の理由が真にやむを得ないと認められる場合に限り、市長は住宅の変更を認めることができる。

(住宅の明渡し)

第14 入居者は次の各号の一に該当することとなったときは、速やかに住宅を明け渡さなければならない。

(1) 死亡、退職その他の事由により住宅に入居する資格を失ったとき、又はその必要がなくなったとき。

(2) この規則に違反した場合において、市長が住宅の維持管理上重大な支障があると認め、その明渡しを請求されたとき。

(3) 市において住宅を廃止する必要があるため、その明渡しを請求されたとき。

2 前項の規定により住宅を明け渡すときは、住宅返還届(様式第3号)を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

(補則)

第15 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から適用する。

(国際交流員宿舎に関する事務についての廃止)

2 国際交流員宿舎に関する事務については、廃止する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

## 住宅入居申込書

年 月 日

（あて先）新潟市長

申請者

職名

氏名

国際交流員の住宅に関する取扱要領第4条の規定により、住宅への入居を次のとおり申請します。

### 記

- 1 宿舎名および所在地等
- 2 入居予定年月日
- 3 入居理由
- 4 添付書類等

様式第2号（第5条関係）

## 住宅入居承認書兼貸付料決定通知書

年 月 日

様

新潟市長

年 月 日付で申請のあった住宅の入居について、次のとおり決定したので通知します。

### 記

- 1 宿舎名および所在地等
- 2 入居予定年月日
- 3 住宅の貸付料
- 4 期間

様式第3号（第14条関係）

## 住宅返還届

年 月 日

（あて先）新潟市長

申請者

職名

氏名

国際交流員の住宅に関する取扱要領第14条第2項の規定により、住宅への入居を次のとおり申請します。

### 記

- 1 宿舎名および所在地等
- 2 返還予定年月日
- 3 返還理由